

広島県告示第五百二十三号

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第四十九号）別表第一の規定により、駐車場の使用料を次のように定め、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

施設名	利用者の区分	使用料
駐車場	患者（付き添いの者を含む。）以外の者	一台につき二〇分までとして二〇〇円